



佐賀県公報

平成15年
12月15日
(月曜日)
第 12394号

(○印は、県例規集に登載するもの)

目次

告
示

〇字の区域の変更

○大規模小売店舗の新設に関する公示

市町村課
（商工課）

○告示

●佐賀県告示第六百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定によ

を設定する旨、同市長から届出があつた。

右の処分は、**土地改良法**（昭和二十一年法律第二百九十五号）第八十九条の二
第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告が
あつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十五年十二月十五日

佐賀県知事
古川康

区域を変更する町及

福島町大字森田字三本春山二九番地一號並

本桜

にこれらに伴う道路及び水路の区域

鍋島町大字森田字一本桜二一七、二一一七五、二一一八
二、二二一八三、二一九五、一一二〇、一一二九二から二一二
九五まで、二一三〇一、二一三〇六及び二一一三一一並びにこれら

に伴う道路及び水路の区域

鍋島町大字森田字桜
二

鍋島町大字森田字四本桜一八三一の一部、一八三三の一の一部、一八三三三の一部、一八三四、一八三五、一八三六の一部、一八三七の一部、一八四六から一八四九までの各一部、一八五〇、一八五一の一部、一八五二の一部、一八五三、一八五三、一八五四、一八五五の一部、一八九一の一部、一八九九の一部、一九一四の一部、一九一五の一部、一九一七の一部、一九一八、一九一八二、一九一九、一九二〇の一部、一九二三、一九三八、一九四〇の一部、一九四一、一九四四、一九四五の一部、一九四六、一九四六二、一九四七及び一九四九の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

鍋島町大字森田字三本桜一九二五の一部、一九三一の一部、一九三三の一部、一九三四、一九三五、一九三六の一部、一九四二、一九四三、二〇五〇、二〇五六から二〇五八まで、二〇六二、二〇六三、二〇六三二、二〇六四、二〇六六、二〇六七、二〇七三、二〇八三、二〇八五、二〇八六、二〇八七、二〇八八、二〇八九及び二〇九二から二〇九五まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

四二

鍋島町大字森田字一本桜一〇九一三

鍋島町大字森田字一本桜一〇九六から二一〇三まで、二一〇四七、二一〇四八、二一〇七三、二二〇八三、二二一二三、二二三一、二二二三二、二二二四から二二二八まで及び二二二九並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

鍋島町大字森田字江里分二三四五、二三四七、二三四九、二二五〇の一部、二二五二、二二五二、二二五二八三の一部、二二九一から二二九八まで、二二九九の一部、二三〇一の一部、二三〇二、二三〇三、二三〇四、二三〇五、二三〇六、二三〇七、二三〇八、二三〇九及び二三〇九二から二三〇九五まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

鍋島町大字森田字西新庄分二〇七二、二〇八一五及び二〇八

鍋島町大字森田字一本桜一〇四五の地先の水路

鍋島町大字森田字三本桜一〇五二及び二〇九五の地先の道路

鍋島町大字森田字椿

鍋島町大字森田字西新庄分二〇七二の地先の字三本桜の道路
鍋島町大字森田字一本桜一〇九一三の地先の字三本桜の水路
鍋島町大字森田字江里分二三五〇及び二三五四の地先の道路
及び水路

鍋島町大字森田字三本樺六四七、六九九二及び七〇一
鍋島町大字森田字四本樺一一三五、一一三六、一一三七、一一三七二、一一四一二、一一六九四、一一七一、一一七三、一一七六四、一一八二、一一八四、一一八四二、一一八五、一一八九、一一九〇一、一一九九、一一一〇四、一一〇一二、一一〇一四、一一〇二一、一一〇一三、一一六三から一一六六まで、一一七四二、一一七五二、一一七六、一一八一、一一八二、一一八四一、一一八五から一一八七まで、一一八八一の部、一一八九、一一九一、一一九二から一一九三、一一九四まで、一一九五まで、一一九六の一部、一一九七の一部、一一九八の一部、一一九九から一一一〇一、一一一〇四から一一一〇六まで、一一一〇九一から一一一〇九三まで、一一一一二及び一一一七並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

鍋島町大字森田字一本樺一一九七、一一一〇一、一一一〇二及び一四二二

鍋島町大字森田字一本椿一一〇三、一一〇四、一一〇八から一一一〇まで、一一一六、一一一六四、一一一四二、一一一二五、一一二九、一一三三〇、一一三三三、一一三四、一一三七一、一一三七三、一一四〇、一一四一、一一四二二及び一一四二三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

鍋島町大字森田字新村分一四二二三、一四一六、一四一六五の部、一四一七、一四一九、一四一九二、一四二〇、一四二二の一部、一四二三、一四二三二、一四四八二、一四四九、一四五二、一四五三から一四五五まで、一四五七一及び一四五七二並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

鍋島町大字森田字五本樺一四五一、一四五九の一部、一四五九二並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

<p>鍋島町大字森田字椿</p>	<p>四五九二、一四六〇から一四六二まで、一四六五、一四六六の一部、一四六七、一四六七二、一四六八から一四七一まで、一四七二の一部、一四七三、一四七四、一四七五、一四七六、一四七九の一部及び一四八三の一部並びにこれらに伴う水路の区域 鍋島町大字森田字一本椿一一六六の地先の水路 鍋島町大字森田字四本椿一一六八、一一六九、一一九六、一二七二、一二七五、一三一二及び一三一五の地先の道路及び水路</p>
<p>鍋島町大字森田字三本椿七七五三</p>	<p>鍋島町大字森田字一本椿一一三〇、一一三六及び一二六二の地先の道路及び水路 鍋島町大字森田字新村分一四一二の地先の水路 鍋島町大字森田字五本桜二〇一三の地先の道路</p>
<p>鍋島町大字森田字椿</p>	<p>一〇九九、一一〇一、一一〇三、一一〇四、一一〇五、一一〇六、一一〇六三、一一〇九、一一一〇、一一一〇四、一一一二、一一一二、一一一二、一一一二、一一一二五、一一一六、一二二〇、一二二〇三から一一一〇五まで、一二二一、一二二二、一二二八、一一三二、一一三三、一二三三七及び一二六三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 鍋島町大字森田字四本椿一一四〇二、一一四三、一一四四、一一四五、一一四九から一一四九三まで及び一一五一二 鍋島町大字森田字三本椿九六二及び一〇二五の地先の水路 鍋島町大字森田字三本椿一一五から九一七までの各一部及び一〇六二、一一五一及び一一五三の地先の道路及び水路</p>
<p>鍋島町大字森田字江里分北</p>	<p>九三八の一部 鍋島町大字森田字三本椿九四七一の一部、九四七三の一部、九四八の一部、九四九一から九四九三まで、九四九五から九四九七まで、九五〇一、九五〇三から九五〇八まで、九五二、九五三から九五三三まで、九五四一の一部、九五四二から九五四四まで、九五四五の一部、九五四六、九五四七の一部、九五六一、九五六三の一部、九五六四の一部、九五七、九六九、九六九四、九七〇一、九七二から九七四まで、九七六から九七八まで、九七九から九八一までの各一部、九八二、九八三、九八三一及び九八四並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p>

八二六の一部、一七八二七、一七八三の一部、一七八五の一部、一七八六の一部、一七八七の一部、一七八八から一七九三まで、一七九五、一七九六^一、一七九七、一八〇〇、一八〇一^一、一八〇一二^一、一八〇一二^二、一八〇一三^一、一八〇三^一、一八〇六^一、一八〇六^二及び一八〇八から一八一〇まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

鍋島町大字森田字四本桜一八一一、一八一二、一八一八、一八二〇から一八二三まで、一八二三一、一八二三三、一八二四、一八二五一、一八二五三、一八二六、一八二八から一八三〇まで、一八三一の一部、一八三三、一八三三一の一部、一八三三二の一部、一八三六から一八三九までの各一部及び一八五一の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

鍋島町大字森田字三本桜一九二五の一部、一九三一の一部、一九三三の一部及び一九三六の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

錦島町大字森田字江里分二五四から二五七まで
八一、二三三五九、二三六一、二三六二、二二六四、二二六五
一、二三六八、二三七〇一、二三七一、二三七四、二三七六
二二八〇、二二八〇三、二二八一、二二八三の一部、二二一
八四、二三九九の一部、二三〇一の一部、二三〇二から二三一
〇四までの各一部、二三〇六、二三〇八、二三〇九、二三一
四まで、二三一六から二三一八まで、二三一九、二三一九一、
二三一〇、二三一一、二三一二、二三一四、二三一六の一部
部、二三一八、二三三〇一、二三三〇一、二三三一から二三三
三まで、二三三四、二三三五、二三三七から二三三七四ま
で、二三三九、二三三九一、二三四〇一、二三四〇一、二三三四
五、二三四六、二三四八、二三五〇、二三五一、二三五三、
二三五六の一部、二三五七から二三五九まで、二三六〇一、二
三六〇一、二三六一、二三六四の一部、二三六七の一部、二
三七〇一の一部、二三七一、二三七三、二三七四、二三七六
一、二三七七一、二三七七四、二三八六の一部、二三九一の一部
部、二三九二、二三九六、二三九八、二三九九一、二三九九

鍋島町大字森田字江里分南	<p>鍋島町大字森田字江里分二三五〇の一部、二三五六の一部、二三六九、二三八〇、二三八八、二三九二及び一四〇〇の地先の道路及び水路</p> <p>鍋島町大字森田字徳永分一七三九の一部、一七四二、一七四三、一七四四及び一七四五並びにこれらに伴う水路の区域</p>
	<p>鍋島町大字森田字江里分二三五〇の一部、二三五六の一部、二三六三、二三六四の一部、一三六七の一部、二三六九、二三七〇の一部、二三八〇、二三八五、二三八六の一部、二三八七、二三八七五、二三九一の一部、二四二四、二四三、一四二四四、一四二四五、一四二四六の一部、二四二四七の一部、二四二五の一部、二四一六、二四二七、二四二七、二四二八から一四三〇まで、一四三一の一部、一四三二、一四三三の一部、一四三四、一四三五の一部、一四三七の一部、一四四四、一四四五、一四四六、二四七七、二四八二、二四八五、二四八六、二四八八から一四九三まで、二四九四、一四九四三、一四九五、一四九六、一四九八、一四九八二の一部、二四九八三、一四九八四、二四九八五の一部、二四九九の一部、二五〇五、二五〇六、二五〇八、二五一二、二五二、二五二五、二五二六、二五二九、二五二九三、二五三〇、一、二五三一、二五三二、二五三七、二五四〇、二五四七、二五四八、一、二五四九、一、二五六六、二五七〇、一、二五七一、二五九八、二六〇一、二六〇六、二六〇七、二六一三、二六一三、二六一六、二六一七、二六一七二、</p>

<p>「大規模小売店舗立地法」(平成10年法律第91号) 第5条 第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同 条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。</p> <p>平成15年12月15日</p> <p style="text-align: right;">○ □ ×</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>唐津市菜畑八丁3287番地1 外</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行 う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>ア 大規模小売店舗を設置する者</p> <p>ナチュラル株式会社 代表取締役 森信</p> <p>福岡県甘木市大字一ツ木1148番地1</p> <p>イ 大規模小売店舗において小売業を行う者</p> <p>ナチュラル株式会社 代表取締役 森信</p> <p>福岡県甘木市大字一ツ木1148番地1</p> <p>(3) 大規模小売店舗の新設をする日</p> <p>平成16年7月21日</p>	<p>(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,397平方メートル</p> <p>(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>ア 駐車場の位置及び収容台数</p> <p>イ 駐輪場の位置及び収容台数</p> <p>建物東側 11台</p> <p>ウ 荷さばき施設の位置及び面積</p> <p>(ア) 昼 建物北側 33平方メートル (イ) 夜 建物東側 21平方メートル</p> <p>エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <p>建物内北東側 21.5立方メートル</p> <p>(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <p>開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時</p> <p>イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>午前8時30分から午後11時30分まで</p> <p>ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <p>建物敷地東側及び南側 4カ所</p> <p>エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>建物北側：午前8時から午後10時まで 建物東側：午後11時から翌午前8時まで</p> <p>2 届出年月日 平成15年11月21日</p> <p>3 関係書類の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所</p>
--	---

佐賀県経済部商工課

(2) 縦覧期間

平成15年12月15日から

平成16年4月14日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県経済部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。

申購
込先
料

一か年三、八〇円（送料共）
佐賀県総務部総務学事課

発行者 平成十五年十二月十五日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印刷所 発行定日 毎週月水金曜日
西部印刷企画（株）